

公害の民事的救済と因果関係

徳本, 鎮
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1602>

出版情報 : 法政研究. 36 (2/6), pp.51-73, 1970-12-20. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

公害の民事的救済と因果関係

徳本 鎮

- 一 問題の所在
- 二 公害における因果関係の法的意味
- 三 いわゆる蓋然性説と無過失責任
- 四 むすび

一 問題の所在

一 いわくカドミウム公害、BHC公害など、今日、次々に発生する、いわゆる公害に対して、法的な意味での、そして特に民事的救済の面における公害を、どのように理解するかは、それ自身一つの問題と^①いってよい。わが国の公害にもっとも近似する英米法のニューサンスにおいても、ニューサンスとは、パン屋の店先に群がるハエの不快感から、原子力災害に至るまでと、その種類は、きわめて広範囲に及んでいる。また、わが国では、目下のところ、実^①体法としての公害民事特別救済制度は立法化されるに至っていない。そのかぎりでは、すくなくとも民事的救済の面においては、公害も、いわば一つの目的々概念として理解し、できるだけ救済を容易ならしめるような意味・内容を与えれば、それで十分であるという立場も、いちおう正当といえる。^②しかし、さきに公害対策基本法が制定され、し

かも、同法に基づく公害発生源や工業立地に対しての行政的規制の諸制度のみならず、たとえば、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法^(昭和四四年法律第九〇号)や、公害紛争処理法^(昭和四五年法律第一〇八号)などの、直接、公害被害者の救済にかかわる諸制度が整備されるに及ぶと、これらの救済制度との関連において、いきおい民事的救済の面においても、公害の意味の明確さが要求されることは当然である。しかし、この点は、本稿の直接の目的とするところではない。そこで、ここでは、以下の説明を容易ならしめるため、公害対策基本法二条にいう公害は例示的に解すべきものとして、以下では、さしあたり、公害とは、人為行為により、大気、水、土地^(地盤および土壌をさし民法八六条にいう土地とは異なる)などの生活環境の汚染ないし毀損を通じて、人の財産的・精神的利益侵害として現われる各種損害をいうというふうに理解することとしたい。⁽³⁾

二 ところで、公害の意味をどのように理解するかはともかくとして、公害の現状を直視した場合、公害対策の基本的な在り方が、公害予防にあることは、述べるまでもないところであろう。そこで、このような観点からは、いわば事前の対策としての、公害発生源や工業立地に対する一律的な行政上の規制がもつとも効果的である。したがって、今後、このような行政上の規制が、いっそう適正化されねばならないことは当然である。同時に、行政上の規制が、公害対策として、それ以上のものでありえないことについても注意する必要がある。つまり、その意味は、行政上の規制が、既に発生している公害に対して、そして、より直接には、公害によって毀損された被害者の財産的・精神的利益の救済に対しては、なんらかかわりあいを持たないということである。もちろん、将来の事柄としては、右のような公害規制の適正化がはかられば、その限度で、公害の発生は回避されることになる。しかし、それとも、日進月歩の生産活動の発展の下で、まったく不測の事態が生じないとはいいきれないところであろう。したがって、ここに第二の公害対策としての、そして、いわば事後の対策ともいべき公害被害者の民事的救済が問題となっ

てくるわけである。と同時に、公害被害者の民事的救済は、たんに特定被害者の救済だけに止まるものではなく、間接的ではあるが、公害の一般予防それ自体としても機能する事柄である。この関係は、公害犯罪者処罰の一般予防効果に類似する。その意味では、今後の公害予防対策は、行政的規制、民事的救済、刑事的処罰の、それぞれの所をえた、いわば全体としての公害予防法という観点において整備・拡充すべきものといってもよいであろう。

三 民事的救済の一般予防機能もさることながら、民事的救済それ自体が、公害対策の重要な課題であることは、右にのべるとおりである。そして、この点については、公害の被害類型としての一つの特徴が、侵害行為の継続性にあることから、公害の民事的救済の一つの方法は、現に生じつつある公害の差止請求であり、いま一つの方法は損害填補としての賠償請求である。⁽⁴⁾そして、公害民事特別救済制度のない今日、原則法としての民法が、公害の民事的救済と交錯する場面も、このような差止請求、損害填補、さらには、それらが契約によって解決された場合の、いわゆる公害和解契約をめぐってであることは述べるまでもあるまい。そのうち、前者の差止請求については、被侵害利益の物権・債権・人格権などの類別にとらわれない差止請求の構成、認容か棄却かではなく必要性に応じて認められる部分的差止請求の構成、および必要に応じて認められる部分的差止請求を容易ならしめるための差止請求に代る補償請求の構成などの可否が問題となる。⁽⁵⁾後者の損害填補については、いわゆる無過失賠償責任理論の構成、共同不法行為における責任の集中と負担の公平との調整的構成、金銭賠償方法と並んでの原状回復方法の構成などの可否が問題となる。また、公害和解契約については、賠償予定額の公示、増減請求の構成の可否が問題となる。そして、それぞれ立場は異なるが、これらの問題を、解釈理論として、さらには立法理論として提唱しようとしているのが、公害の民事的救済をめぐる昨今の学説の、一般的傾向といえよう。⁽⁶⁾しかし、ここで注意されねばならないのは、公害の民事的救済をめぐる、これらの問題に対しては、そのいずれとも共通し、しかも、その出発点ともいべき事柄として因果

関係という問題のあることである。⁽⁷⁾つまり、契約事件と異なり、公害のような権利侵害事件は、いわば権利・義務のない人と人との間に権利・義務を創設することである。そして、権利・義務のない人と人との間に権利・義務を創設する紐帯が、この場合には、まさに因果関係にほかならないわけである。その意味では、因果関係は、公害の民事的救済の出発点であると同時に、その限界を画する存在といってもよい。のみならず、公害の民事的救済をめぐる因果関係も、たんに以上にとどまれば格別のこと、そこには、さらに次のような問題がある。すなわち、すでに指摘するように、公害は、大気、水、土地などの生活環境の汚染ないし毀損を通じて、人の財産的・精神的利益の侵害をもたらすものである。それだけに、原因行為と結果との関係は、かなり間接的なものになるわけである。したがって、公害にあっては、本来は特定の人の利益侵害に結びつくはずのものが、たんに生活環境それ自体の侵害にとどまると認識されるような場合が決してすくなくないところである。⁽⁸⁾そして、このように、もともと公害は、いわば間接被害であるという特殊性もあって、その因果関係の、きわめて不明確な点に、一つの特徴がある。したがって、その場合の因果関係の取り扱い、とくに、その裁判の場での取り扱いをどのようにするかによっては、結果として、公害の民事的救済はきわめて困難なものとなってくるのである。

四 公害の民事的救済における因果関係の以上のような問題から、直接には、鉅害賠償の因果関係についてであるが、かつて、わたくしは、学説上、いわゆる蓋然性説と呼ばれる見解を提唱し、⁽⁹⁾また、このような見解が、そのまま公害においても承認されるべきことを指摘してきた。⁽¹⁰⁾そして、今日、このような見解は、多くの学説によって支持されているように見受けられるが、⁽¹¹⁾なかには傾聴に価する批判もないわけではない。⁽¹²⁾反面、今日の公害の実状は、たんに蓋然性説というような解釈理論だけで十分なのかという疑問をいだかせるところでもある。以下、あらためて、公害の民事的救済をめぐる因果関係について、検討を試みる次第である。

- (1) アメリカにおけるプライベート・ニューサンスについては、徳本「アメリカにおけるプライベート・ニューサンス概説」ジュリスト三二六号五六頁以下、三二八号七一頁以下（加藤編・公害法の研究二巻所収予定）、加藤編・注釈民法一九卷一七四頁以下（徳本）などに説明した。
- (2) たとえば、加藤編・公害法の生成と展開四頁以下（加藤）などがその例である。
- (3) 公害対策基本法にもとづく諸制度、ことに紛争処理、被害者救済の制度実施をめぐる、同法二条の公害の定義が問題であることについては、すでに、徳本「公害対策基本法の問題点」法律時報三九卷一一号二九頁に指摘したところである。なお、公害対策基本法二条では、いわゆる鉅害のうち、地盤沈下のみを、同法にいう公害から除くものとしており、本文に指摘するところも、これにしたがうものである。ただし、この点は、今後、同法の改正にあたって、十分検討されるべきである。
- (4) 公害の民事的救済の方法についての、総論的な指摘は、谷口・徳本・西原・沢井「シンポジウム公害」私法三〇号六二頁以下、七四頁以下（徳本）、佐藤・西原編・公害対策工一六頁以下（徳本）など、差止請求、差止請求に代る補償の理論などについては、徳本「公害の私法的救済——継続的侵害行為の救済方法」ジュリスト四一三号九八頁以下（戒能編・公害法の研究一〇七頁所収）、損害の填補については、徳本「過失の衣を着た無過失の理論」法学セミナー一九六九年二月号六四頁などを各参照。 七
- (5) この点について、沢井教授は、私見の差止に代る補償の理論を、単に、将来の確定した損害の填補を目的とするもの、と理解しておられる（沢井・公害の私法的研究一五六頁注①）。教授の引用される拙稿の表現はたしかに誤解をまねくおそれがあったが、しかし、別のところでも指摘しておいたように（たとえば、前掲私法三〇号七九頁、九州大学法政学会編・新法学概論一九六頁（徳本）、前掲「アメリカにおけるプライベート・ニューサンス概説②」ジュリスト三二八頁七六頁など）、差止に代る補償の理論は、単に将来の損害の填補を目的とするのみならず、これを認めることによって、さらに、部分的差止ともいふべき、現実の必要性に即した柔軟な差止を可能ならしめることを意図しているつもりである。
- (6) 公害の民事的救済をめぐる昨今の学説については、たとえば、加藤編・前掲公害法の生成と展開、沢井・前掲書、戒能編・前掲書、ジュリスト四五八号（特集「公害」）、法律時報四〇卷一〇号（特集「公害訴訟の諸問題」）などを参照。

- (7) 佐藤・西原編・前掲書一八頁(徳本)。
 (8) たとえば、大都市の広域的なスモッグや、ヘドロ公害など。
 (9) 徳本「鉦害賠償における因果関係」法政研究二七卷二—四合併号六七頁(戒能編・前掲書六三頁所収)。
 (10) 九州大学法政学会編・前掲書一九六頁(徳本)、加藤編・注釈民法一九卷一七四頁、一二五頁(徳本)、佐藤・西原編・前掲書一八頁(徳本)など。
 (11) 加藤編・前掲公害法の生成と展開二九頁(加藤)、同書四一六頁(淡路)、西原「公害に対する私法的救済の特質と機能」法律時報三九卷七号一〇頁、とくに一二頁(戒能編・前掲書三四頁以下)、牛山「公害訴訟と因果関係論」法律時報四〇卷一〇号一五頁、とくに一八頁(戒能編・前掲書八五頁以下)、沢井・前掲書二二三頁など。なお、実務でもこの立場を支持しようとする動きのあることについては、昭和四十五年四月一日衆議院産業公害対策特別委員会における、矢口最高裁判所長官代理者の、林議員に対する答弁の中でも示されている(六三国会衆議院産業公害対策特別委員会議録六号二頁参照)
 (12) 東・公害による賠償請求の訴訟(司法研究報告書二二輯一号)八六頁及び九四頁注⑦、小栗「賠償請求の要件」法律時報四〇卷一〇号九頁。

二 公害における因果関係の法的意味

一 差止請求であれ、損害賠償請求であれ、公害の民事的救済にあつては、因果関係ということが、いわば、その出発点となること、しかし、その出発点となるべき因果関係が、きわめて不明確な点に公害の一つの特徴があり、したがって、因果関係の取り扱いを、そして、特に裁判の場における取り扱いをどのように理解するかが重要な問題になることはすでに述べるとおりである。しかし、その検討を試みるに当っては、その前提ともいふべき、公害の民事的救済に当って、因果関係の問題となるその具体的場面、そして、より直接には、その具体的場面における因果関係の法的意味について考察を加えておくことが必要のように思われる。

公害の民事的救済のうち、差止請求については、損害賠償請求の場合と異なり、従来、学説上、因果関係ということはほとんど問題にされることはなかった。しかし、公害のように因果関係の不明確なものにあっては、侵害行為の差止の場合でも、まず因果関係の有無ということが裁判上の重要な争点となりやすい。つまり、侵害に対して誰をして差止をさせるかは、結局、因果関係の存在をぬきにしては確定しえないこととなるからである。そして、いわゆる差止請求に代る補償が問題になる場合は、なおさらのことといえよう。同じような事情は、損害賠償請求の場合にも認められる。すなわち、従来、損害賠償請求と因果関係との関係については、主として賠償範囲の確定という観点から取り上げるといのが多くの学説の傾向であった⁽¹³⁾。しかし、理論的には責任成立要件としての因果関係が問題になりうることは述べるまでもあるまい⁽¹⁴⁾。そして、賠償範囲の確定としての因果関係と責任成立要件としての因果関係との関係については、これまで必ずしも明らかにされてきたわけではない。そのため、近時において後述のように両者は別個のものと理解するように見受けられる学説もないではない⁽¹⁵⁾。たしかに、法適用という観点からいえば、一方は賠償範囲の確定としての因果関係であり、他方は責任成立要件としての因果関係であるから、法適用場面の相違という意味では両者が別個のものという理解は、あながち間違いともいえない。しかし、もともと、両者が、その出発から別個のものという理解であれば、かなり疑問の残るところである。なぜかといえば、ある原因とその結果の系列という点では、両者は、本来、同一の系列であり、ただ、その同一の系列を賠償範囲の確定という観点からみるか責任成立要件という観点からみるかの相違にすぎないというべきだからである。このように、賠償範囲の確定としての因果関係も責任成立要件としての因果関係も本来、同一のものであり、ただ法適用上の場面の相違にすぎないとするならば、理論的には、一方の因果関係の存在は、そのまま他方の因果関係の存在を、また、他方の因果関係の存在は、そのまま一方の因果関係の存在を、それぞれ示すものといってもよいであろう。この関係は、たとえば英米不法行為

法における Proximate cause が責任成立要件を意味すると同時に賠償範囲の確定を意味するのと同様ともいえる。ただ具体的裁判の場においては、たとえば因果関係の存在することの比較的明白な通常の日常生活をめぐって生ずるような損害賠償請求にあっては、因果関係は、責任成立要件としてよりも、もっぱら賠償範囲の確定という観点において重要な意味をもちやすい。これに対して、公害のように因果関係の不明確な損害賠償請求にあっては、因果関係は、賠償範囲の確定という観点においても、もちろん重要な問題となるが、さらに、その前提判断ともいべき責任成立要件という観点において、より重要な意味をもってくるのである。⁽¹⁶⁾ 今日、公害の因果関係理論が、主として損害賠償請求の責任成立要件という観点から論じられているのも右のような事情にもとづくものといつてよいであろう。

二 このように、より具体的には、差止請求の成立(差止請求に代る補償を含む。以下も同様)、損害賠償請求の成立および賠償範囲の確定をめぐって、それぞれ問題となってくる公害の民事的救済における因果関係も、それ自体の法的意味については、原則的には、その他の一般の権利侵害におけるそれと異なるものではない。すなわち、ここで問題となる因果関係は、加害者の原因行為と被害者の損害との間に存在する原因結果の關係であり、また、そのようなものとしての因果関係は、いわゆる相当因果関係をもつて判断するというのが、従来の通説・判例となっていることは周知のとおりである。そして、たとえば加藤教授によれば、「相当因果関係があるとされるのは、第一に、その行為がなければその損害がなかったのであらうと認められ、かつ、第二、そのような行為があれば通常はそのような損害が生じるであらうと認められる場合」⁽¹⁷⁾をいうとされている。同様に、判例も「アル行為が具体的ノ場合ニオイテ、一定ノ結果タル損害ヲ生ズルノ原因ヲナシタ場合ニハ、コレヲ抽象的ニ觀察シテ一般的に同種ノ結果タル損害ヲ生ジ得ル可能性ヲ有スル場合ニオイテハ、ソノ損害ガ行為者ノ直接ノ結果タルト間接ノ結果タルトヲ問ワズ、ソノ行為ト結果トノ間ニ因

果関係存スルモノデアル⁽¹⁸⁾とされている。もつとも、相当因果関係説が通説・判例であるといつても、そのより細部においては、かなりの差異がないわけではない。しかし、ここでは、相当因果関係説の、いわば一般論としてのこれらの問題に立ち入ることはさしひかえたい。したがって、以下では、直接、公害との関係について重要と思われる因果関係の法的意味について検討を加えることとしたい。

このように通説・判例によれば、差止請求の成立、損害賠償請求の成立および賠償範囲の確定における因果関係は、いずれも相当因果関係ということになるわけであるが、これに対して、近時、公害の民事的救済をめぐる因果関係について、責任成立要件としての因果関係については自然的ないし事実的因果関係を、そして賠償範囲の確定については相当因果関係を、それぞれ使いわけて採用すべきであるという注目すべき見解が示されている⁽¹⁹⁾。しかし、この少数説における、それぞれの因果関係の意味、そして、なぜ、それぞれの因果関係を使いわけるのかなどの点は必ずしも明らかではない。そこで、もし、この少数説の立場が責任成立を容易にするためというのであれば、わが国の相当因果関係説は、その相当性について、たとえば前掲学説・判例からも理解されるように、かなり客観的に評価しようとする立場が支配的である。したがってたとえば民法四一六条二項の特別損害についても、通常生すべき損害に加重して特別損害を賠償させるかどうかという観点から原因行為者の予見可能性を考慮しようとする立場が少なくないところである⁽²⁰⁾。また、両者の因果関係を区別した場合には、成立要件としての自然的ないし事実的因果関係は、いわば無限に拡がるのに対して、賠償範囲の確定は相当因果関係でもって限界づけることになるから、理論的には賠償すべき損害は皆無となるにもかかわらず責任成立は認められるという場面も考えられることになる。しかし、これは矛盾であり、したがって、その場合には、やはり責任不成立を認めざるをえないであろう。もし、そうであれば、その場合の責任不成立を決定する因果関係は、自然的ないし事実的因果関係ではなく、賠償すべき損害を皆無と評価し

た、つまり相当因果関係そのもの、もしくは、その実質的効果とみざるをえないこととなりそうである。このようにみてくると、責任成立要件としての因果関係については自然的ないし事実的因果関係を、また賠償範囲の確定としての因果関係については相当因果関係をという少数説の立場は、きわめて示唆に富む見解ではあるが、そこには、なお検討すべき多くの問題が残されているように思われる。

しかし、反面、それでは通説・判例の立場、すなわち、すべての場合の因果関係を相当因果関係として考えてゆくこととする立場についても、まったく問題がないかといえれば必ずしもそうとはいえない。それは、公害における相当因果関係というものの見方についてであり、同時に、それは公害における因果関係の不明確さといわれる意味とかかわりをもつ事柄でもある。すなわち、一般に公害における因果関係の不明確さというとき、主として公害の自然科学的因果関係の不明確さを指すのが通常である。たしかに公害における自然科学的不明確さというのは、きわめて顕著な特徴であり、したがって、そのような指摘は決して間違いではない。しかし、公害における因果関係の不明確さという意味が、ただ、それだけなのであれば、それは必ずしも正当な理解とはいいがたい。すなわち、すでに指摘するように、公害は、人為行為により、大気、水、土地などの生活環境の汚染ないし毀損を通じて、人の財産的・精神的利益の侵害として現われるものである。したがって、それは通常の権利侵害と異なり、いわば間接的侵害という性質を内在している。それだけ原因行為と結果との間には、多くの因果関係の介入する余地があり、また、その因果関係は、たんに右のような自然科学的因果関係にとどまらず、形式的には独立人格としての人を媒介とする場合も少なくないのである。たとえば、今日、社会問題となりつつあるカドミウム公害について、仮りに製錬会社からのカドミウムによる身体に対する影響があったものとして、その場合の仮定的な一つの因果関係図を画いてみれば、ほぼ次のようになる。製錬会社（法人）∥法人理事の作為・不作為行為（∥原料供給者、工場施行者、下請事業者などの作為

・不作為行為）|| 会社被用者の作為・不作為行為―工場からのカドミウムの排出―水・大気などを通じてのカドミウムの拡散―河川・海・土壤などへのカドミウムの沈澱―米・野菜・漁介類へのカドミウムの混入―カドミウム混入食品の採取者の作為・不作為行為（||カドミウム混入食品小売店の作為・不作為行為||消費者によるカドミウム混入食品の使用）―食用者の体内でのカドミウムの病理作用―カドミウムによる身体に対する影響―財産的・精神的利益の侵害（図式の||は契約の介入する部分）。この図からも理解されるように、そこには、たんに自然科学的な因果関係のみならず、多くの形式的には独立人格としての人の媒介がみられるわけである。そして、これらの人の媒介は、通常は、様々な型の契約にもとづくものであり、その意味では、自然科学的な因果関係に対して、いわば社会的因果関係とも呼ぶべき存在である。もちろん、右のような人の媒介、つまり社会的因果関係は、その場合の権利侵害保護の請求の在り方によって、かなり変化のみられることはいうまでもない。かりに損害賠償を請求する場合を考えると、たとえば、民法四一五条の債務不履行責任として小売店に対して損害賠償を請求していく場合、民法七一五条の被用者の不法行為として使用者の損害賠償を請求していく場合、民法四四条の理事の不法行為として法人の損害賠償を請求していく場合、および、企業（法人）それ自身の不法行為として民法七〇九条で損害賠償を請求していく場合などで、それぞれ、その場合の媒介する人、つまり社会的因果関係は異なり、右の順序でいえば、後の請求になるほど、そこに媒介する人の社会的因果関係を認める範囲は広がってくる。もちろん、現行の民法の下で、企業（法人）それ自身を原因行為者として民法七〇九条による損害賠償の請求ができるかどうかは、それ自身一つの課題といつてよいであろう。しかし、かりに従来のように民法四四条もしくは七一五条を通じていくとしても、その限度での、そこに媒介する人の社会的因果関係を認めざるをえないことはいうまでもない。その意味では、公害の因果関係は、自然科学的因果関係と、そこに媒介する人、つまり社会的因果関係との複合的な因果関係というようにもみられるべき存

在である。そして、公害における因果関係が、たんに自然科学的因果関係にとどまらず、さらに、そこに媒介する人の社会的因果関係をも認める必要があるとすると、現実の事件における後者の不明確さは、ある意味では前者の不明確さにおとらないともいえる。したがってまた公害における因果関係の不明確さということの意味も、たんに自然科学的因果関係の不明確さというだけでなく、さらに、このような人の媒介による、つまり社会的因果関係の不明確さをも含めての意味であるというように理解すべきだということになるのである。もつとも、公害における自然科学的因果関係、社会的因果関係、および、それらの不明確さの問題は、何にも公害にかぎったことではなく、今日、公害と並んで問題になっている欠陥自動車事故、欠陥食品事故をはじめとして、程度の差こそあれ、広く一般企業損害の民事的救済に当っては、いずれも共通して提起される問題といつてよい。したがって、すでに特別の民事救済制度をもつ、たとえば鉍害賠償や(鉍一〇九条以下)、原子力損害賠償(原三条以下)などにおいては、立法になじみやすい特に社会的因果関係の部分については、いずれも、いわゆる責任の集中ないし画一化という形で、その不明確さによる被害者の不利益を救済するところとなっている。⁽²¹⁾そこで、問題は、さきほどの通説・判例のいう相当因果関係であるが、まず、その第一点は、公害の民事的救済をめぐる相当因果関係については、たんに自然科学的因果関係のみならず、そこに媒介する形式的には独立人格としての人について、いわば社会的因果関係ともいふべき、因果の系列を認める必要のあることを承認しなければならないということである。第二点は、そこに媒介する形式的には独立人格としての人について、その社会的因果関係性を認めていく範囲は、いちおう、原因企業者への賠償責任集中の程度によって定まるということである。そして、第三点は、その場合の原因企業者への賠償責任集中の程度は、すぐれて立法政策上の事柄とついでにいいが、解釈論としてみた場合には、前述の鉍害賠償制度や原子力損害賠償制度の趣旨を類推すれば、公害の観点からの原因企業の危険性の程度によるというふうにいいうることである。⁽²²⁾

- (13) たとえば、末弘・債権各論一〇五九頁、我妻・事務管理・不当利得・不法行為（新法学全集）一五二頁、松坂・民法提要債権各論（新版）二四〇頁、宗宮・不法行為論九四頁など。
- (14) この点は、前掲注(13)に指摘した各学説にあっても、一応これを述べるものが多い。なお、加藤・不法行為（法律学全集）一五二頁、注釈民法一九卷三八頁（加藤）参照。
- (15) 沢井・前掲書二二二頁。なお、加藤編・前掲公害法の生成と展開四一五頁（淡路）参照。
- (61) Proximate Cause *近ひつたせい*、*たよべきせい* Harper and James, *The Law of Torts* vol. 2. p. 1132 ff. W. L. Prosser, *The Law of Torts* (3d ed.) p. 282 ff. など。なお、本文に指摘する点については、すでに佐藤・西原編・前掲書一八頁（徳本）でものべた。
- (17) 加藤・不法行為一五四頁。なお、我妻・前掲書・一五四頁。
- (18) 大判大正九年四月一二日、民録二六輯五二七頁。なお同旨大判大正九年一〇月一八日民録二六輯一五五五頁。
- (19) 沢井・前掲書二二二頁。なお、加藤編・前掲公害法の生成と展開四一五頁（淡路）参照。
- (20) たとえば、於保・債権総論（法律学全集）一二九頁以下、加藤・前掲書一五頁以下など。なお、この点をめぐる問題点については、平井「債務不履行責任の範囲に関する構成(一)」法協八〇卷六号七七三頁以下参照。
- (21) 徳本・前掲「鉦害賠償における因果関係」一七〇頁、加藤編・注釈民法一九卷一一六頁以下（徳本）各参照。なお欠陥車事故については、椿「欠陥車と民事責任」ジュリスト四三二号二五頁、森島「自動車の製造者責任」ジュリスト四三二号三二頁各参照。
- (22) そこに介入する人の、因果関係を認むべき場合のあることは、それをどのように呼ぶかはともかくとして、ドイツ法（植林「ドイツ法上の因果関係論」法律時報三二卷九号一九頁以下）や、英米法（W. L. Prosser. *op. cit.* p. 240 ff.）では、かなり早くから認められてきたところである。しかし、わが国では、責任成立要件という観点からの因果関係の検討が従来あまり試みられていないために、この点はほとんどとりあげられることがなく、たゞ比較的この点を考慮するものとして、戒能「不法行為における因果関係とコンスピラシー」我妻先生還暦記念論文集上二八三頁以下などがあるにすぎない。

三 いわゆる蓋然性説と無過失責任

一 以上によって明らかにされた事柄は、公害の民事的救済をめぐる因果関係が問題となる具体的場面は、差止請求の成立、損害賠償請求の成立および賠償範囲の確定についてであること、また、その場合の因果関係の法的意味は、いちおう通説・判例に従って相当因果関係と解すべきであるが、その相当因果関係のなかには、自然科学的因果関係のみならず、そこに媒介する形式上は独立人格としての人の社会的因果関係をも含みうる場合のあること、および、したがってまた、公害における因果関係の不明確さということの意味も、たんに自然科学的因果関係の不明確さということにとどまらないで、このような社会的因果関係をも含めての不明確さの意味であること、などである。

そこで、公害の民事的救済の、いわば出発点ともいべき因果関係について、右のような諸事情が考えられるとき、その因果関係の取り扱い、そして特に裁判の場における取り扱いをどのように理解するかは、公害の民事的救済の運命にとって、きわめて重要な問題となってくるのである。すなわち、一般に権利侵害の救済を求めるに当たっては、その成立要件に該当する事実が主張・立証されねばならず、そして、当面の因果関係については、救済を求める者、つまり原告被害者が挙証責任を負うというのが、従来の通説・判例である。⁽²³⁾ また、その場合の立証については、裁判官の、いわゆる自由心証のもとに、ただ当該事項が、いちおう確からしいとの推測をえた状態、つまり疎明では不十分であり、裁判官をして確信をえさせる状態、つまり証明でなければならぬというのが、これまた通説である。⁽²⁴⁾ もっとも確信をえさせる状態といっても、それは反対の可能性の絶無を意味するのではなく、社会の通常人が日常生活においてその程度の判断をえたときは、その判断を安心して生活の基礎にしうる程度のものをいうと解されている。⁽²⁵⁾ そこで、問題になるのは、もし、このような立証についての通説・判例の立場がそのまま公害の民事的救済をめぐる因

果関係についても適用されるべきものとすれば、さきにもみられたような自然科学的、社会的両面にわたる因果関係の不明確さから、原告被害者は、多くの立証上の困難に遭遇し、場合によっては、この点の立証不備だけで敗訴となりがねないわけである。そして、この関係は、かりに公害賠償責任が原因企業者の無過失責任であったとしても変りがないことは指摘するまでもあるまい。そこで、公害のような被害にあつては、被害者の民事的救済をはかることが公平であると考えられるかぎり、右のような問題は、将来の立法理論としてはもちろんのこと、現在の解釈理論としても、それが可能な限度で、その解決が試みられねばならないわけである。つまり、その解決の一つの法技術として登場するのが、因果関係理論をめぐる、いわゆる蓋然性説である。この蓋然性説は、もともと鉦害賠償の因果関係をめぐって展開された理論であるが、公害対策基本法二条を持ち出すまでもなく、鉦害も公害の一類型といつてよく、したがって、公害の民事的救済においても、そのまま採用しうる理論であることはいうまでもない⁽²⁶⁾。蓋然性説のおおまかな内容は、立証困難による原告被害者の民事的救済上の不利益をできるだけさけるため、(イ)原告被害者の、公害原因行為と損害との間の因果関係の立証は、そこに因果関係の存在することの、かなりの程度の蓋然性を示す程度で十分であり、(ロ)原告被害者の、このような立証の結果、立証の現実の必要性が被告に生じ、もし、被告において、そこに因果関係のないことについて証明しえない場合には、それでもって因果関係の存在を認定しうるものと解そうとするものである。そして、このように解しても、原告被害者側の、被告企業内容の不案内さ、公害知識の低さ、訴訟資力の乏しさなどの事情、反面、被告企業者側の、企業内容の精通さ、高度の知識・技術を備えた技術者の存在、訴訟資力の豊かさなどの事情を、それぞれ考慮した場合、あながち公平を失するともいいがたいように思われることである。

二 ところで蓋然性説をめぐる第一の問題点は、右の内容からも理解されるように、実質的にはともかく、形式的

な拳証責任は、やはり通説・判例に従って原告被害者が負うものと解していることである。この点について、あるいは形式的にも拳証責任を被告に負担させたらという見解があるかも知れない。しかし、将来の公害特別民事救済制度においてはおもかく、現在の民法を前提にするかぎり、そのように解す根拠規定は見当たらない。のみならず、契約事件と異なり、権利侵害事件においては、因果関係が権利・義務のない人と人との間に権利・義務を創設する紐帯になることは、すでに指摘するとおりである。したがって、将来の公害特別民事救済制度においても、今よりも立証の内容を軽減するように立法化する必要があることは次に述べるとおりであるが、拳証責任を被告に負担させることができるかどうかは、かなり疑問の残るところといえよう。

蓋然性説をめぐる第二の問題点は、この考え方が、もともと、ドイツ鉦害賠償法における *Prima facie*—*Beweis* の法理にもとづくものであり、したがって形式的には、従来、わが国では事実上の推定もしくは一応の推定と呼ばれているものの一応用場面だということである。したがってまた、そのかぎりでは、事柄は、なお自由心証の範囲内のことといつてよい。⁽²⁷⁾ ただ、従来のわが国の事実上の推定理論にあつては、事実上の推定が相手方の反証でもって覆されると解されているのに対して、蓋然性説にあつては、因果関係のなかりしことが証明されなにかぎり覆されないと解する点が異なる。その意味では、きわめて法律上の推定に近似することとなる。そこで、この点については、さらに進んで法律上の推定と解すべきではないかとの見解があるかも知れない。しかし、この点も、さきの拳証責任の場合と同様に、将来の公害特別民事救済制度のもとにあつてはともかく、現在の民法を前提にするかぎり、そのように解する根拠規定は発見しがたいところといわざるをえない。

蓋然性説をめぐる第三の問題点は、蓋然性説における、かなりな程度の蓋然性を示す立証とは、具体的にはどのような立証をいうのかということである。⁽²⁸⁾ そして、蓋然性説をより実効性あるものとするためには、この点の検討の望

ましいことはいうまでもない。しかし、この点について、かりに、いちおうの基準を示すにしても、そのためには、各種各様と違ってよい公害のそれぞれについて、特に自然科学上の十分な検討があつて初めて可能になる問題である。たとえば、鉦害賠償における蓋然性説の取り扱いについても、そこでは長い沿革があるだけに十分な自然科学上の鉦害学の体系が用意されているにもかかわらず、なお、今日、問題が少なくないところである。つまり事柄は、それほど個別的であるということでもある。したがつて、この点の検討は、今後の公害科学の発展にまつこととして、ここでは、大変、誤解を受けやすい表現ではあるが、さしあたって、かなりな程度の蓋然性を示す立証とは、疏明の域は越えるけれども、なお証明には至らない程度の立証をいうとするにとどめる。

蓋然性説をめぐる第四の問題点は、蓋然性説と共同不法行為との関係である。しかし、共同不法行為だからといって、その因果関係をめぐる蓋然性説の取り扱いについて特に差異があるわけではない。そのかぎりでは蓋然性説は、単独不法行為であれ、あるいは共同不法行為であれ、いずれも、原則として適用されるべき事柄といつてよい。ただ、この点について、近時、公害をめぐる共同不法行為における因果関係の立証については、原告被害者は、共同不法行為者各人の行為と損害との間ではなく、共同行為と損害との間の因果関係を立証すればよいという見解が提起されてお⁽²⁹⁾り、また、このような立場を支持する学説も見受け⁽³⁰⁾られる。この場合の共同行為の意味が明らかにされていないので正確にはいえないが、たとえば数人で人を殴打したがそのうちの誰が現実に殴打したか不明であるというように、つまり共同行為そのものの存在が明白である場合には、この見解は、いちおう正当といえる。しかし、多くの公害がそうであるように、もともと共同行為の存在そのものが不明確であり、したがつてまた、その点が争点となるものについて、右のような見解が、どれだけ有効であるかは、かなり疑問の残るところである。もっとも、かりに右のような見解に立ったとしても、蓋然性説そのものの適用には、なんら變りのないことはいうまでもあるまい。

三 以上が、蓋然性説の、おおまかなる内容であり、また、それをめぐる主要な問題点である⁽³¹⁾。しかし、蓋然性説の理解をよりいつそう容易にするためには、さらに公害の民事的救済における因果関係について蓋然性説を適用することの意味を明らかにしておく必要がある。同時に、そのことは、将来の公害民事特別救済制度における因果関係の在り方を検討することでもある。

そこで、右の説明からも理解されるように、きわめて形式的に蓋然性説を取り上げた場合、蓋然性説は、ただ事実上の推定もしくは一応の推定という手続法上の一法技術に過ぎないといつてよい。その意味では、蓋然性説は何にも因果関係にとどまらず、後述の故意・過失はもちろんのこと、さらに広く一般の法律要件該当事実の立証に、すべて適用可能な事柄といつてよい。しかし、蓋然性説を実質的に取り上げる場合、つまり、通常人の日常生活を通じての権利侵害と異なり、公害、そして、さらには公害を含む広く一般企業損害において、なぜ蓋然性説を問題にするかといえ、それは、結局、公害を含むこれら一般企業損害に特有な自然科学的、社会的両面にわたる因果関係の不明確さ、したがって、それによって結果される被害者の民事的救済上の不利益の回避、言葉をかえれば、公平な権利侵害の保護という、いわば実体法上の在り方にもとづくものであることは、これまでの説明から容易に理解されることであろう。その意味では、蓋然性説は、現行民法を前提とする、手続法上の一法技術である事実上の推定という名の衣を着た公平な権利侵害保護のための一解釈理論だということになると、そこには、さらに次のような問題が提起されることとなるのである。つまり、現行民法を前提にすればこそ、公平な権利侵害保護のために事実上の推定という名の衣を着なければならぬ公害の民事的救済をめぐる因果関係は、将来においても、このままでよいであろうかということである。この点で類似の問

題を提起しているものとして、やはり公害を含む広く一般企業損害において一つの課題となっている故意・過失をめぐる事実上の推定理論がある。わが国における故意・過失をめぐる事実上の推定理論は、いわゆる過失責任から無過失責任への一つの過渡的在り方として、過去の一時期にかなり提唱されたことがあったが、その後、あまり進展をみないまま今日に至っている。しかし、同理論の、きわめて顕著な発展をみせているのはアメリカ不法行為法のネグリゼンスにおいてである。そこでは、*Res ipsa loquitur* の法則が企業損害賠償における過失責任から無過失責任への一過渡的在り方としてばかりでなく、たとえば、エーレンツバイク教授の表現によれば、同法則の活用により、企業損害賠償におけるネグリゼンスは、過失の衣を着た無過失責任ともみられる存在となつているのである。⁽³³⁾ その意味では、本稿の蓋然性説が、たんに因果関係のみにとどまらず、さらに公害の民事的救済をめぐる故意・過失についても、現行民法を前提とするかぎり、今後、大いに活用されるべきことを指摘しないわけにはゆかない。しかし、その点はともかくとして、このようにみると、蓋然性説も、故意・過失における事実上の推定理論と同様に、いちおう過失責任から無過失責任への一過渡的責任形態における因果関係理論ともよいわけである。しかし、ただ、この点で注意しなければならないことは、故意・過失については無過失責任論ないし制度がありうるのに対して因果関係については無因果関係責任論ないし制度はありえないということである。つまり権利侵害としての民事責任にあつては因果関係はその出発であり限界を意味するものであり、したがって、将来、どのような公害特別民事救済制度が考えられようと、それが民事責任の形式にとどまるかぎり因果関係を無視するわけにはゆかないからである。さりとて公害に顕著な自然科学的、社会的両面にわたる因果関係の不明確さは、将来においても、ただ蓋然性説の適用にとどまるといふにしては、あまりにも、その程度が深刻に過ぎることは、これまた指摘するまでもないところである。そこで、このようにみると、公害の民事的救済をめぐる因果関係の将来の在るべき姿は、結局、蓋然

性説の修正のなかにその一つの現実的形態を見い出さざるをえないように思われるわけである。そして、このような蓋然性説の修正について、さしあたり、ここで指摘されることは、以下の二点である。その一つは、公害の因果関係のうち、比較的、立法技術として容易と思われる社会的因果関係の部分については、原因企業者への責任の集中ないし画一化という形で制度的に解決すべきであるということである。もちろん、その場合の集中ないし画一化される、つまり因果の系列の担い手となる媒介する人について、もし実質的な責任があれば、それは内部的な求償関係として処理されるべきことは当然である。その二は、比較的、立法技術として困難と思われる自然科学的因果関係の部分についてであるが、この部分については原則的には蓋然性説の適用が残らざるをえないように思われる。しかし、この場合にも蓋然性説の適用を、いつそう容易ならしめるため、一つにはできるだけ実体法上の推定規定を設けること、および、いま一つには、結果として、そのことを容易ならしめる、つまり公害科学調査機関を設置すべきであるということである。そして、このような制度化は、さきにも取り上げた鉍害賠償制度や原子力損害賠償制度、とりわけ問題の多い石炭鉍害賠償制度にあつては、かなり早い時期から見られたところでもある。⁽³⁴⁾と同時に、公害の民事的救済における因果関係をめぐる蓋然性説が、今後、このような形に修正、発展されるべきものとした場合、その場合の蓋然性説の指向するところは、結局、原因企業者の公害の観点からの危険性の究明にあり、したがってまた、それは原因企業者の公害の観点からの危険責任の追求にあるといつてもよい。その意味では、一般に原因企業者の危険責任と解されている、いわゆる無過失責任は、伝統的な過失責任のたんに故意・過失という主観的側面における修正形としてだけではなく、さらに因果関係という客観的側面における右のような修正形において、はじめて、自己を貫徹する存在であるともいいうることとなるわけである。⁽³⁵⁾

- (23) たとえば、田中・証拠法六〇頁、同「立証責任の分配に関する大審院判例」法協四九卷五号三頁、中島孝道・挙証責任の研究六頁、兼子・民事訴訟法大系二八二頁三ヶ月・民事訴訟法（法律学全集）四一二頁など。
- (24) たとえば兼子・前掲書二四一頁、三ヶ月・前掲書三八一頁など。
- (25) 三ヶ月・前掲書四〇一頁、なお近藤「証拠の証明力」民事訴訟法講座二卷五八八頁以下も、結局、三ヶ月教授の指摘と趣旨と解される。
- (26) 前掲注（9）（10）参照。
- (27) この点について、東・前掲書八六頁は、公害について私見のような立場を認めることは、公害従来の実務上当然視されることだ、というように指摘しておられる。しかし、前掲注（24）に引用する学説からはもちろんであるが、さらに、東判事が前提とされる中島・挙証責任の研究九三頁における「蓋然的心証」は、同書一五〇頁以下の説明でも理解されるように、必ずしも、民事訴訟一般の原則というものでもないようであり、したがって、同判事の指摘には多少疑問ののこるところである。
- (28) このような点を指摘するものとしては、牛山・前掲論文、法律時報四〇卷一〇号一九頁などがある。
- (29) 東・前掲書八七頁以下。
- (30) 牛山「公害における因果関係」ジュリスト四五八号三八五頁。
- (31) 小栗・前掲論文法律時報四〇卷一〇号九頁の指摘は、必ずしも明瞭ではないが、私見の蓋然性説は以上のようなものである。
- (32) 末川「一応の推定と自由な心証」続民法論集三三二頁以下、牧野「法律的方法としての推定」法律に於ける価値の論理二四五頁以下、我妻・前掲書一一四頁など。
- (33) A. A. Ehrenzweig・Negligence without Fault p18 ff.
- (34) 石炭鉱害をめぐる責任の集中については、徳本・前掲「鉱害賠償をめぐる因果関係」一七九頁以下参照。また、科学調査機関については、臨時石炭鉱害復旧法九七条の二による鉱害調査員制度が設けられている。
- (35) 加藤編・注釈民法一九卷一一五頁以下（徳本）。

四 むすび

一 以上、本稿は、公害の民事的救済における因果関係について若干の考察を試みてきた。その大要は、結局、公害の民事的救済の出発となり、また限界ともなるべき、そして自然科学的、社会的両面にわたる因果関係の不明確さという特徴を前提として、より公平な民事的救済を実現するためには、解釈理論として、さらには立法理論として、その因果関係をどのように取り扱えばよいのかということであった。そこで、以上のような検討を、ここで、いま一度ふりかえった場合、この点に関連して、やはり指摘しておかねばならないことは、わが国における従来の、いわゆる無過失責任理論についてである。すなわち、公害といわず広く一般企業損害賠償について無過失責任理論が提唱されたのは、わが国においても、それほど新しいことではない。しかし、従来の学説にみられた無過失責任理論が、いずれも、その問題の視点を、もっぱら伝統的な過失責任の主観的成立要件としての故意・過失から無過失へという点においていたことは否定しがたいところといわねばならない。しかし、いま、公害についてであるが、その因果関係について以上のような検討を試みた場合、いわゆる無過失責任理論が一般に指摘されるように、もし、その本体を原因企業者の危険責任にもとづく公平な損害分担におくかぎり、それは、伝統的な過失責任の、たんに主観的側面における、つまり故意・過失から無過失へという修正だけでは不十分であり、さらに客観的側面における、つまり因果関係についても本稿で提起されるような修正が加えられてこそ、はじめて、より可能なものとなることは、あらためて指摘するまでもないところであろう。その意味では、事柄を、あまりにも具体的法適用という観点から離れて理解しがちであった従来の無過失責任論は、十分、反省されてよいように思われる。と同時に、蓋然性説の、そもそもその出発である「鉦害賠償における因果関係」の本来の意図も、鉦害賠償制度という一つの具体的無過失賠償制度を通じての右の

ような従来の無過失責任理解への反省にあったわけでもある。

二 ところで、公害の民事的救済における因果関係の検討は、いちおう以上のようなものである。しかし、民事的救済を広義に解して、つまり民事責任のわくを越えて考える場合には、そこには、さらに次のような問題がある。すなわち、さきに公害に係る健康被害に関する特別措置法の設けられたことは、すでに「問題の所在」でも指摘したところである。そして、今後、同法が、たとえば石炭鉱害における無資力調整交付金制度や復旧制度などのように、いつそう整備・拡充されることが期待される。しかし、その点はともかくとして、同法の運用にあたっては、原因企業者の行為とはきりはなされるけれども、なお公害と認定されるための、きわめて特殊な因果関係が必要となってくるのである。したがって、その場合の因果関係をどのように理解するかは、それ自身一つの課題といってよい。しかし、その点の検討は、本稿の範囲を越えるものといつてよく、同法の法律的性質とともに機会をあらためて取り上げることとして、ここでは、ただ、問題の指摘にとどめたい。

（昭和四十五年九月二〇日）